

【各種サービスの説明】

令和7年度集団指導会

【居宅介護支援事業所】

日時：令和7年7月10日（木）

14時～15時

場所：一関保健センター 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 説明事項

- | | |
|---|----------|
| (1) 令和6年度運営指導等から見た留意事項及び令和7年度運営指導計画について | 【資料-居宅1】 |
| (2) 令和6年度介護保険制度改正事項について | 【資料-居宅2】 |
| (3) 指定更新、新規指定について | 【資料-居宅3】 |
| (4) 電子申請届出システムについて | 【資料-共通1】 |
| (5) 介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準について | 【資料-共通2】 |

4 その他

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 令和8年度施設整備計画について | 【資料-共通3】 |
| (2) 原案作成委託料の支払い方法について | 【資料4】 |
| (3) アンケートと質問票について | 【アンケート】 |

令和 6 年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について

1 運営指導の実績

介護保険法第 23 条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、運営指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね 1 回（施設系は概ね 3 年に 1 回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R6 管内 事業所数	R2	R3	R4	R5	R6
地域密着型通所介護	19	2	4	1	7	3
認知症対応型通所介護	3	1	—	—	1	—
小規模多機能型居宅介護	5	1	1	1	—	—
認知症対応型共同生活介護	28	13	9	6	13	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	1	1	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	2	6	1	2	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	—	—	—	—
居宅介護支援事業所	47	3	8	6	13	9
訪問型サービス（総合事業）	31	8	4	6	3	11
通所型サービス（総合事業）	56	5	4	9	4	15
合計（地域密着型サービス含む）	203	36	37	31	43	52

2 監査の実績

介護保険法第 23 条及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、指定の効力停止、指定の取消し等を行います。令和 6 年度においては 3 回実施しています。

※介護保険法第 23 条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和6年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目	件 数			
	居	総	地	備考
(1) 介護報酬、加算に関する事			3	要件、記録の整備等について
(2) 届出に関する事	1	2	1	事業所変更届の提出漏れ
(3) 人員に関する事		1	1	必須研修の受講
(4) 設備に関する事				
(5) 運営に関する事	23	56	61	
内 訳	① 入退所			入所要件の確認方法
	② 被保険者証	2		3 利用開始日等未記載
	③ 内容・手続きの説明・同意・契約	5	11	15 契約書の不備
	④ 居宅サービス事業者等との連携			
	⑤ 利用料、預り金等			2 出入金の確認体制について
	⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等		3	3 委員会の作成、記録の公表
	⑦ 外部（自己）評価			1 外部（自己）評価の未公表
	⑧ サービス計画	5	5	5 担当者会議記録、アセスメント記録
	⑨ 運営規程、重要事項説明書等	3	15	11 職員体制記載、利用料金誤りなど
	⑩ 非常災害対策	3	10	4 訓練の実施・記録
	⑪ 衛生管理			
	⑫ 地域との交流			7 運営推進会議の議事録未公表
	⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制			指針の未作成
	⑭ 管理者の責務			
	⑮ 掲示	2	2	3 掲示していない項目
	⑯ 苦情対応	2		記録を残していない
	⑰ 緊急時の対応		1	1 マニュアル不備
	⑱ サービスの質（研修・広告）		2	3 研修の機会の確保
	⑲ 記録	1	5	2 担当者会議の記録なし
	⑳ 秘密保持		2	1 誓約書未整備
	㉑ その他事務指導			
合 計	24	59	66	

(1) 運営指導等から見た留意事項について

【指導事項①】

運営規程に定められた事項を定めておかなければならない。

変更後は 10 日以内の届出をしなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項

（解釈：組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。）

- 七 その他運営に関する重要事項

介護保険法

（変更の届出等）

第 82 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

○介護支援専門員が減った場合 変更届+介護支援専門員一覧+勤務形態一覧

増えた場合 上記に加えて介護支援専門員証の写し

【指導事項②】

サービス担当者会議を照会とした理由が支援経過等に記載がない。
照会に対する回答を受領した記録がない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

第十九条 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

【Q&A】平成 11 年 7 月 29 日

⑩ 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第 15 号）

介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。なお、ここというやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。

当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、基準

第 29 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。

また、前記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。

【指導事項③】

重要事項、サービス計画への同意が確認できない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第十九条 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

【指導事項④】

業務継続計画の不備または見直しができていない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

第十九条の二 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【解釈通知】（15）業務継続計画の策定等（抜粋）

基準第 19 条の 2 は、指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- ロ 災害に係る業務継続計画
- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携

【指導事項⑤】

身体拘束事例への対応について

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）（抜粋）

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、[第一条の二](#)に規定する基本方針及び[前条](#)に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 [前号](#)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

解釈通知

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録（第2の2号及び第2の3号）

基準第13条第2の2号及び第2の3号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、基準省令第29条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

令和7年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所運営指導計画について

1 運営指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

2 運営指導の予定

(1) 対象事業所

・ 居宅介護支援事業所	7 事業所
・ 地域密着型サービス	13 事業所
・ 総合事業（訪問型サービス）	7 事業所
・ 総合事業（通所型サービス）	12 事業所
合計 39 事業所	

(2) 実施時期

令和7年9月から令和8年1月

(3) 選定基準

- ・ 施設系事業所 3年に1回
- ・ 居宅系事業所 6年に1回
- ・ 上記のほか、情報提供などがあった場合は、随時実施について検討する。

(4) 指導班の編成

運営指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員2名以上をもって行う。

(5) 運営指導の実施通知

運営指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。

(6) 資料の提出

運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。

(7) 指導方法

「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」により示された標準確認文書の確認並びに現地確認より、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項についても指導を行う。

(8) 指導後の措置

運営指導から起算して概ね3週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者へ通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。

(9) 滞在時間の短縮化

事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

3. 令和7年度運営指導計画

	種類	事業者名	事業所名	実施予定時期
1	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人室根孝養会	孝養ハイツグループホーム	9月中旬
2	居宅介護支援事業所	一関市	ふじさわ居宅介護支援事業所	9月中旬
3	通所型サービス	一関市	ふじさわデイサービスセンター	9月中旬
4	地域密着型通所介護	株式会社おおかわら	リハビリステーション・ふっとアップ	9月中旬
5	訪問型サービス	有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ指定訪問介護事業所	9月中旬
6	通所型サービス	社会福祉法人一関秀和会	デイサービスセンターひより	9月中旬
7	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人なごみ	グループホームぼらん千厩	9月下旬
8	通所型サービス	株式会社ライフケア幸成堂	デイサービスつれづれ	9月下旬
9	訪問型サービス	医療法人三秋会	やまゆりヘルパーステーション	9月下旬
10	居宅介護支援事業所	医療法人三秋会	やまゆり居宅介護支援事業所	9月下旬
11	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人川崎寿松会	グループホームことぶき	10月下旬
12	居宅介護支援事業所	株式会社AKASI	ケアプランさくら	10月下旬
13	訪問型サービス	株式会社航和	M y ケアサービス	10月下旬
14	地域密着型通所介護	株式会社航和	デイサービス金沢の丘	10月下旬
15	通所型サービス	株式会社航和	デイサービス金沢の丘	10月下旬
16	通所型サービス	株式会社航和	デイサービス舞乃湯	10月下旬
17	小規模特養	社会福祉法人二桜会	特別養護老人ホーム寿光荘清水	10月下旬
18	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人稲泉会	グループホーム「けーせん」	11月上旬
19	通所型サービス	合同会社しづか亭	ミニデイサービスしづか亭	11月上旬
20	小規模多機能型居宅介護	企業組合労協センター事業団	あったかホームちやごみ	11月上旬
21	訪問型サービス	一般社団法人 日本産業活性化支援機構	ライブサポートサービス一関	11月上旬
22	居宅介護支援事業所	医療法人三秋会	なのはな居宅介護支援事業所	11月中旬
23	訪問型サービス	医療法人三秋会	なのはなヘルパーステーション	11月中旬
24	看護小規模多機能型居宅介護	株式会社リツワ	ケアビレッジ一関ケアサービスステーション看護小規模多機能型居宅介護事業所	11月中旬
25	認知症対応型共同生活介護	株式会社リツワ	Lagom東五代	11月中旬
26	地域密着型通所介護	株式会社ドクターアイズ	リハニック一関	11月下旬
27	通所型サービス	株式会社ドクターアイズ	リハニック一関	11月下旬
28	地域密着型特定施設入居者生活介護	医療法人一秀会	介護付きケアハウス プレシオーソ中里	11月下旬
29	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームほっとスマイル	11月下旬
30	居宅介護支援事業所	社会福祉法人つくし会	明生園居宅介護支援事業所	11月下旬
31	通所型サービス	社会福祉法人つくし会	明生園デイサービスセンター	11月下旬
32	通所型サービス	株式会社ツクイ	ツクイー関	12月上旬
33	通所型サービス	株式会社ツクイ	ツクイ山目	12月上旬
34	居宅介護支援事業所	社会福祉法人柏寿会	福光園居宅介護支援事業所	12月上旬
35	居宅介護支援事業所	フォレスト医療介護サービス株式会社	フォレスト居宅介護支援センター	12月上旬
36	訪問型サービス	株式会社ラボール・テトラ	ラボール・テトラ訪問介護支援事業所	12月中旬
37	通所型サービス	社会福祉法人 幸生会	クラリス機能訓練特化型デイサービス	12月中旬
38	通所型サービス	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	デイサービスセンター・いこいの丘	12月中旬
39	訪問型サービス	社団医療法人西城病院	訪問介護ステーション ホスピス西城	12月中旬

令和6年度介護保険制度改正に伴う留意点

○居宅介護支援事業所

運営基準

・感染予防等

第二十一条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、[次の各号](#)に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【解釈通知】（抜粋）

同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

報酬改正

○減算

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 居宅介護支援 、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、 介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

【Q&A】Vol.1

問 164 答 感染症若しくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

問 166 答 行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
< 現行 > なし	< 改定後 > 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【Q&A】Vol.1

問 167 答 全ての措置が一つでも講じられていなければ減算となる。

問 168 答 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算 (Ⅰ)	505単位/月
特定事業所加算 (Ⅱ)	407単位/月
特定事業所加算 (Ⅲ)	309単位/月
特定事業所加算 (A)	100単位/月



<改定後>

特定事業所加算 (Ⅰ)	519単位/月 (変更)
特定事業所加算 (Ⅱ)	421単位/月 (変更)
特定事業所加算 (Ⅲ)	323単位/月 (変更)
特定事業所加算 (A)	114単位/月 (変更)

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること		○		
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること		○		
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと		○		
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること		○		
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		○		

◎指定介護予防支援事業所について（居宅介護支援事業所の場合）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）

1. 人員基準

従業員の員数

第二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

【解釈通知】(抜粋)

また、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に介護支援専門員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければならない。なお、当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えない。

② 基準第2条第2項において、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととされているが、①に準じて取り扱うものとする。

管理者

第三条 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

【解釈通知】(抜粋)

② 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととされている。この場合、他の事業所とは、必ずしも指定介護予防サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。

2. 報酬について

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

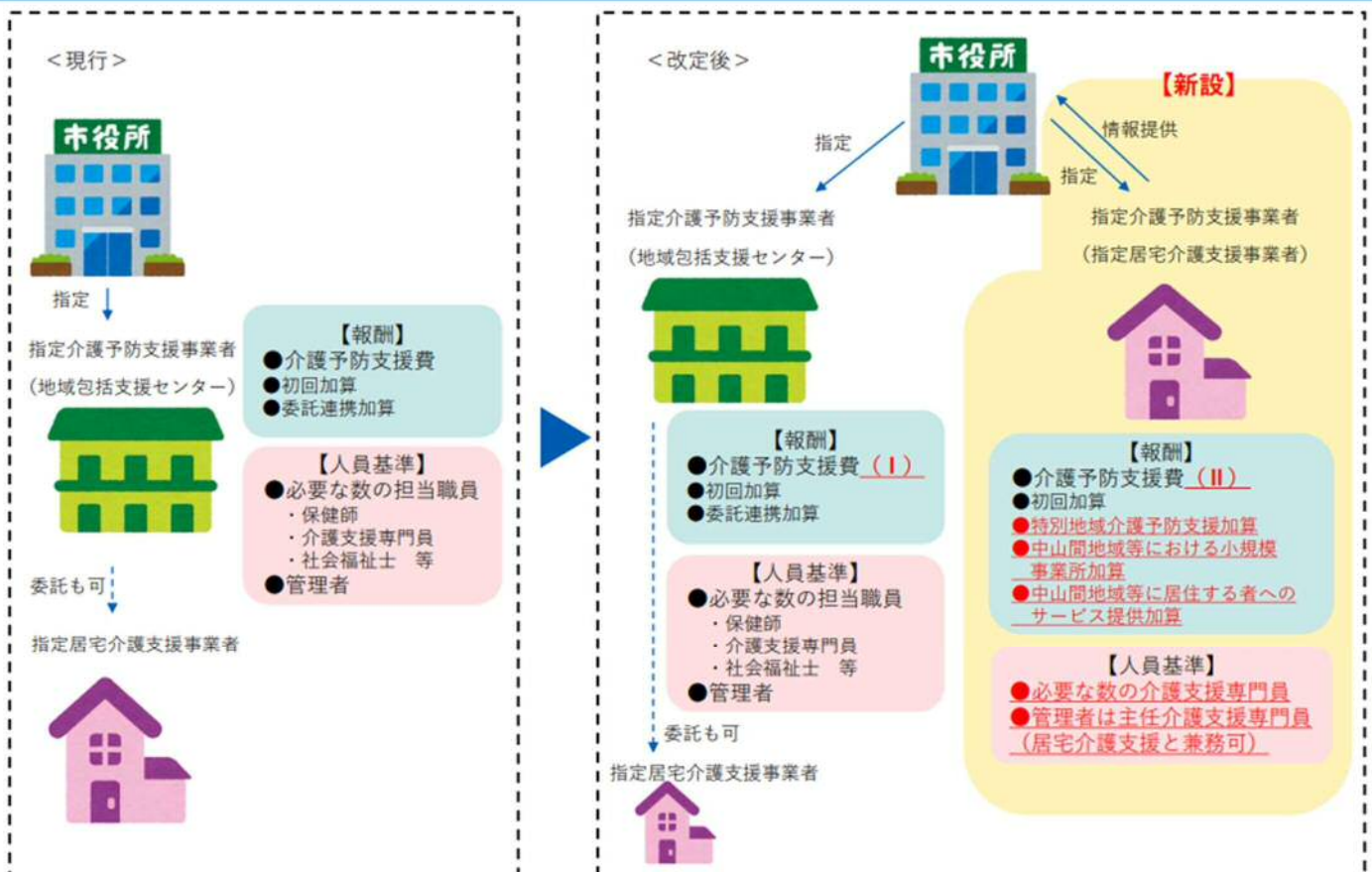
概要	【介護予防支援】
○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】 イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】 i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみで事業を実施することを可能とする。 ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】	

単位数・算定要件等

<現行> 介護予防支援費 438単位 なし	<改定後> 介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ
なし	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在
なし	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
なし	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費 (Ⅱ) のみ

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



特定事業所加算チェックリスト(令和6年度改正対応)

- 別紙3-2「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 別紙1-1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 別紙36「特定事業所加算Ⅰ～Ⅲに係る届出書」または別紙36-2「特定事業所加算(A)に係る届出書」

	チェック項目	提出書類	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
イ (1)	常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること	主任介護支援専門員研修課程修了書の写し 従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
ロ (2)	常勤の主任介護支援専門員を配置していること。	主任介護支援専門員研修課程修了書の写し 従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
イ (2)	常勤の介護支援専門員を主任介護支援専門員数とは別に3名以上配置していること	従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
ハ (3)	常勤の介護支援専門員を主任介護支援専門員必要数とは別に2名以上配置していること。	従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
ニ (3)	常勤の介護支援専門員を主任介護支援専門員必要数とは別に1名以上配置していること。	従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
ニ (4)	常勤の介護支援専門員を常勤換算方法により1名以上配置していること。 (主任介護支援専門員+ニ(3)介護支援専門員+ニ(4)常勤換算方法で1=3名)	従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表				
イ (3)	利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。	(運営指導等で確認)				
イ (4)	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	24時間連絡体制が確認できる書類(マニュアル、連絡網等)				
イ (5)	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。	算定月の利用者の総数のうち、要介護3～5である者の占める割合が40%以上であることを示す書類(任意様式)				
イ (6)	介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。	個別の研修計画及び実施状況を示した書類(任意様式)				
イ (7)	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	(運営指導等で確認)				
イ (8)	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	(運営指導等で確認)				
イ (9)	居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	特定事業所集中減算チェックシート(直近に計算したもの)				
イ (10)	居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援専門員1人当たり45名未満であること。(居宅介護支援Ⅱを算定の場合は50名未満)	(運営指導等で確認) 1事業所の介護支援専門員(常勤換算上の員数)で平均した場合に下回っていればよい。ただし偏りがないようにすること。				
イ (11)	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無	岩手県からの登録通知または受入れに関する書類の写し				
イ (12)	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施していること。	直近で参加した事例検討会の資料の写し				
イ (13)	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	(運営指導等で確認)				

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

居宅介護支援に係る
特定事業所集中減算の適正な適用について

計6枚（本紙を除く）

Vol.1304

令和6年8月13日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936）
FAX：03-3503-7894

事務連絡
令和6年8月13日

各都道府県・市区町村介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

平素より介護保険行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、先般、会計検査院より、居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態についての指摘がありました。その内容については、別添のとおりです。

つきましては、居宅介護支援における特定事業所集中減算が適切に行われるよう、各市区町村におかれましては、下記1、2及び3のなお書きについて、また、各都道府県におかれましては、下記3について、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 居宅介護支援における特定事業所集中減算の適否の確認について

市区町村においては、国民健康保険団体連合会が提供している「居宅介護支援請求状況一覧表」（以下「一覧表」という。）を参照し、同一法人割合が80%を上回っている居宅介護支援事業所について、当該事業所から特定事業所集中減算にかかる届出書が提出されていない場合は、当該事業所に判定期間の割合が適正に計算されているかを確認するなどして、居宅介護支援における特定事業所集中減算の適用誤りがないように、介護給付費の適正化に努めること。

2 判定期間の割合の算出方法に関する居宅介護支援事業所への周知について

会計検査院が指摘した、特定事業所集中減算が適用されておらず介護給付費が過大に支払われていた事態の主な原因は、居宅介護支援事業所が判定期間（3月1日から8月末日又は9月1日から2月末日）に作成された居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）それぞれにおける、紹介率最高法人が占める割合（以下「特定事業所集中減算の適用に係る割合」という。）の計算を誤っていたことによるものであることから、別紙「特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因について」を居宅介護支援事業所に周知するなどして、注意喚起を図ること。

3 一覧表の市区町村への提供時期について

一覧表については、サービス提供月から半年以上の期間が経っての提供となり、減算適用期間が終了する前に一覧表を用いての確認ができない場合もあると承知している。

都道府県においては、各都道府県国民健康保険団体連合会に対して一覧表を早期に市区町村に提供いただくよう調整いただくとともに、提供時期について市区町村に周知するなどにより、確認が速やかに行えるよう配慮いただきたい。

なお、市区町村に一覧表が提供される時期は、早くてもサービス提供月の数か月後になるため、特定事業所集中減算にかかる届出書が市区町村に提出される9月又は3月の時点においては、判定期間に係る同一法人割合が表示される翌10月又は翌4月の一覧表が作成されていないため、10月又は4月の介護給付費の請求前に一覧表を活用することはできないが、事後的に活用して確認いただくようお願いする。

以上

【本件連絡先】

厚生労働省

老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3936）

e-mail:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

(別添)

会計検査院指摘の概要

【特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、19 市区等の 26 事業所において、特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態が見受けられた。

具体的には、当該事業所において特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算にあたり、①訪問介護サービス等を位置付けた計画数(分母)を過大に集計したり、②訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)を過小に集計したりして、特定事業所集中減算の適用に係る割合が 80%を超えなかったことから、特定事業所集中減算を適用していなかったことによるもの。(詳細は別紙参照)

【発生原因】

居宅介護支援事業所において、算定基準等を十分に理解していなかったことや、市区町村において、事業所に対する指導等が十分でなかったこと。

なお、19 市区等においては、特定事業所集中減算にかかる届出書の提出がなかった事業所について、特定事業所集中減算の適用に係る割合が 80%を超える事業所である可能性について、国民健康保険団体連合会から提供される居宅介護支援請求状況一覧表で印が表示されているかを確認しないなど、特定事業所集中減算の適否についての確認が十分でなかった。

(別紙)

特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因について

【会計検査院から指摘を受けた事態】

先般、会計検査院により、居宅介護支援事業所において、特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算にあたり、①訪問介護サービス等を位置付けた計画数(分母)を過大に集計したり、②訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)を過小に集計したりして、特定事業所集中減算の適用に係る割合が80%を超えなかったことから、特定事業所集中減算を適用していなかったことにより、介護給付費を過大に算定していた事態についての指摘がありました。特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因は、以下のとおりです。

つきましては、特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算に当たっては、同様の誤りがないように、ご注意ください。

【特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因】

① 訪問介護サービス等を位置付けた計画数(分母)を過大に集計していたことによるもの

居宅介護支援事業所が訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した場合に、訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画ごとに各月1人1件として数えるべきところ、1件の居宅サービス計画で訪問介護サービスを提供する事業所(以下「訪問介護事業所」という。)が複数である場合に訪問介護事業所ごとに計画数を重複して数えたことにより実際の計画数を上回る集計となるなど、居宅介護支援事業所が計画数の集計方法を誤認していたため、判定期間に占める割合が80%を超えていないとして特定事業所集中減算届出書を市区町村に提出していなかった。

② 訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)を過小に集計したりしていたことによるもの

居宅介護支援事業所が訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画のうち、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付けた計画数を数えるべきところ、紹介率最高法人の運営する訪問介護事業所が複数ある場合に一部の訪問介護事業所に係る計画数しか集計していなかったり、他の市区町村に所在する同じ法人が運営する事業所に係る計画数を集計していなかったり、居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護事業所があるのにこれを除いて計画数を集計していたりするなどしていたため、判定期間に占める割合が80%を超えていないとして特定事業所集中減算届出書を市区町村に提出していなかった。

(参考) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第36号)(抜粋)

第三 居宅介護支援費に関する事項

13 特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護(以下「訪問介護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理

由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
 (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
 (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

指定更新、新規指定について

1. 令和7年度中に指定更新時期を迎える事業所

	事業所名	指定有効終了年月日
1	J Aいわて平泉居宅介護支援センターもちっこ	令和8年2月28日
2	J Aいわて平泉居宅介護支援センターいわいの丘	令和8年2月28日
3	なのはな居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
4	関生園居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
5	明生園居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
6	福光園居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
7	仁愛会居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
8	ケアワークひらか指定居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
9	シルバーヘルス居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
10	ケアセンターいこい指定居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
11	介護相談センター ペルシモン	令和8年3月31日
12	寿光荘介護相談センター	令和8年3月31日
13	ソエル花泉介護相談センター	令和8年3月31日
14	花泉町在宅介護支援センター華松苑	令和8年3月31日
15	寿松苑指定居宅介護支援事業所	令和8年3月31日
16	孝養ハイツ居宅介護支援事業所	令和8年3月31日

2. 指定更新の手続きについて

- ①令和7年11月下旬から12月上旬に各事業所へ更新の案内通知を発出します。
- ②更新申請書の提出締切を令和8年1月末の予定です。
- ③令和8年2月に現地確認を実施します。主に掲示物、設備を確認します。
- ④2月末、3月末までに指定更新通知を送付します。

3. 更新申請書類について

	提出書類	●必須 ○変更があるもの
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	●
3	管理者の経歴書	○
4	事業所の平面図	○
5	運営規程	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○
7	法第79条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	●
8	介護支援専門員一覧	●
9	関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容	○
10	介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表	○

4. 指定介護予防支援事業所の指定について

①指定申請を希望する段階で介護保険課へ連絡する。

②締切に合わせて指定申請書を介護保険課へ提出する。

- ・別紙様式第二号(一)指定申請書
- ・付表第二号(十二)指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項
- ・別途定める書類

③現地確認（介護保険課で行う）

④一関地区広域行政組合介護保険運営協議会で審議を行う。

※居宅介護支援事業所の新規申請、更新申請は運営協議会の審議事項ではありません

※指定申請者に運営協議会への出席は求めるものではありません。

指定申請書提出締切日	令和7年度介護保険運営協議会の日程
令和7年9月26日（金）	第2回 令和7年10月29日（水）
令和7年10月31日（金）	第3回 令和7年12月10日（水）
令和7年12月26日（金）	第4回 令和8年2月4日（水）

⑤介護保険運営協議会で承認された後に、指定通知を送付。

⑥指定介護予防支援事業所の運営開始。

令和 7 年 4 月 1 日
一関地区広域行政組合

介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

1 処分基準の目的

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により指定を受けた介護サービス事業者等（「指定地域密着型サービス事業者」、「指定居宅介護支援事業者」、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、「指定介護予防支援事業者」及び「第 1 号事業指定事業者」をいう。）に対して実施した監査の結果、人員基準違反若しくは運営基準違反が認められたことにより行う勧告又は人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求若しくは不正の手段による指定等が認められたことにより行う行政処分（以下「処分等」という。）について、合理的な根拠に基づき実施するため下記のとおり運用基準を定める。

2 前提となる考え方

- (1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取り扱うこととする。
- (2) 処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度を A 級～D 級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分する。そして、上記 5 つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付ける。

表 1 基本となる処分の態様

処分事由	態様 (級)	基本となる処分内容	根拠
人員基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 4 号等
運営基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 5 号等
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 6 号等

不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 8 号等
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 11 号等

(3) 以下に、処分等の程度の態様及び内容を定める。

表 2 処分等の態様と内容

態様	内容（期間等）
A 級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B 級－1 号	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
B 級－2 号	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
B 級－3 号	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
B 級－4 号	指定の一部効力停止 1 年（新規利用者受入停止等）
C 級－1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級－2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級－3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級－4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

※指定の効力停止の期間（号）については、原則として、1 月、3 月、6 月、1 年の 4 区分とする。

3 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として以下の各段階を経て決定する。

ア 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A 級～D 級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。

イ 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

ウ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3 月とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加

重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた３月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

表３ 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
１～２月	１号	指定の全部又は一部効力停止１月
３～５月	２号	指定の全部又は一部効力停止３月
６～８月	３号	指定の全部又は一部効力停止６月
９月～	４号	指定の全部又は一部効力停止１年

エ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

（ア）原則として、新規利用者の受入停止とする。

（イ）処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

（ウ）報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（４）参照）に適用する。

（エ）報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている７割への制限（減算部分は３割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は６月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは３月を標準とする。

(2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではないものとする。

(3) 二つ以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

- (4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

4 個別事情による加重・軽減

前述の基本的な処分程度に対し、以下の判断基準をもとに個別事情による加重や軽減を行う。

また、表中の「程度」欄における態様は、前述の「表2 処分等の態様と内容」における態様を指す。

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+2級（態様） +1級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失（※1）に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失（※2）に基づく行為で情状をくむべき場合	+1月（期間） ▲1月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が1年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が3月以下の場合	+1月（期間） ▲1月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等（※3）が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+1月（期間） +1月（期間） ▲1月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+2級（態様） +1級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

※1 過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識し得たにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。過失のうち、特に重過失（重大なる過失）については、最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とする（最判昭和 32 年 7 月 9 日集民 27 号 55 頁、損害賠償請求事件）。

※2 軽過失とは行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

※3 この役員等とは事業所の管理者も含まれる。

(2) 運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ○介護サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき	+ 2 級（態様） + 2 級（態様）

	○介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が 2 月以上継続しているとき ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 2 級（態様） + 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
--	---	-----------

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの 【軽減の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 級（態様） + 2 月（期間） ▲ 1 級（態様）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）
--	---	---

(4) 不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね 10%以上の場合 【軽減の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1 %未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

(5) 不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの 【軽減の視点】 ・指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	—	—
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間）

④組織性	【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月以下の場合	+ 1 級（態様） + 1 月（期間） ▲ 1 級（態様） ▲ 1 月（期間）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を以下のとおり行う。この評価は全処分事由に共通なものとする。

項目	内容	程度
①利用者保護	・指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更

②運営体制等 (※4)	・勧告（指導）相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）を指定の一部効力停止へ変更 勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更 勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更
----------------	--	---

※4 この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討すべき事項を意味する。

6 その他の留意点

処分等の程度を決定するに当たり、不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止する。

令和8年度施設整備計画について（第9期介護保険事業計画から抜粋）

(2) その他の地域密着型サービス（在宅サービス）の整備
 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 登録定員29人×1事業所

【年度別整備計画】						単位:登録定員(人)	
令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
				1	29	1	29

○指定の流れ

令和7年7月から10月まで	募集期間
令和7年11月	設置候補者の選考（面接審査）
令和7年12月	介護保険運営協議会への諮問
令和8年9月	指定申請書の提出締切
令和8年10月	本審査、介護保険運営協議会への諮問
令和8年11月	事業所番号の附番、指定通知

イ 介護医療院の整備

在宅での介護が困難かつ長期にわたり医療的ケアが必要な方を受け入れる施設として、介護医療院を整備します。

【年度別整備計画】						単位:ユニット、床(人)	
令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計	
ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員
				1	30	1	30

○指定事務は岩手県県南広域振興局長寿社会課での対応となるため希望される方は岩手県へお問い合わせください。電話：0197-22-2850

介護予防支援等の原案作成委託料支払業務に係る変更について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務負担軽減を図ることを目的に、今年度から介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの原案作成委託料の支払業務について一部を除きセンターに代わり、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が実施することになりました。

1 原案作成委託料支払業務対象及び対象外一覧

No.	項目	対象	対象外
1	一関広域の被保険者	センターが岩手県内の居宅介護支援事業所に委託している場合	センターが岩手県外の居宅介護支援事業所に委託している場合
2	住所地特例者 （一関広域管内の有料老人ホームなどに住所があるが管外の保険者の被保険者）	保険者が岩手県内の場合	保険者が岩手県外の場合
3	生活保護受給者	一関広域が保険者の場合 （65歳以上、2号被保険者（医療保険加入者））	一関広域が保険者ではない場合（みなし2号（医療保険未加入者））
4	月遅れ請求	令和7年4月以降のサービス利用分の場合	令和7年3月以前のサービス利用分の場合

一関広域：一関地区広域行政組合

【以下、岩手県国保連合会より】

- ※1 他県事業所分は対象外とのこと。
- ※2 原案作成委託料支払業務の委託チェックは、地域包括支援センターの施設所在保険者に対して実施するとのこと。
- ※3 生活保護みなし2号の方は当初対象とするとしたが、岩手県などとの調整がなされなかったため対象外とのこと。
- ※4 原案作成委託料台帳について開始年月が令和7年4月となっているため、令和7年3月以前の利用分については対象外とのこと。令和7年4月以降の利用分は対象となるとのこと。
- ※5 対象外の場合は令和7年4月審査分までの支払方法と同じ。

2 委託料の支払い方法

(1) 業務対象の場合（国保連合会からの支払）

国保連合会 → センター（1件 4,420 円－4,000 円＝420 円）

〃 → 委託先の指定居宅介護支援事業者（1件 4,000 円など）

(2) 業務対象外の場合（センターからの支払。従来と同じ）

国保連合会 → センター → 委託先の指定居宅介護支援事業者
（1件 4,420 円など） （1件 4,000 円など）

3 請求書及び実績報告書の様式等

(1) 様式

ア 業務対象の場合（国保連合会からの支払）

「委託料請求明細（実績報告書）」

イ 業務対象外の場合（センターからの支払。従来と同じ）

「委託料請求書及び委託料請求明細（実績報告書）」（従来と同じ）

ウ 介護予防支援用及び介護予防ケアマネジメント用

ア、イともに介護予防支援用と介護予防ケアマネジメント用がありますので該当するものを使用願います。

エ その他

さくらまち地域包括支援センターとひらいずみ地域包括支援センターの運営法人では、従来と同じ様式（イ）でお願いしたいとのこと。

(2) 提出先及び提出期限

委託元のセンターが指定します。

(3) その他

様式は一関地区広域行政組合のホームページにも掲載しております。

※ 一関地区広域行政組合＞介護保険＞申請書ダウンロード＞介護予防ケアマネジメント）

令和 年 月 日

一関地区広域行政組合介護保険課 宛
(メール: kaigohoken@city.ichinoseki.iwate.jp)
(FAX: 0191-31-3224) ※添書不要

事業所名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

一関地区広域行政組合介護保険課 質問票

サービス種類			
質問項目	1 人員、設備、運営基準について 2 介護報酬について 3 その他（ ）		
質問内容			
根拠となる 条文等			
一関地区広域行政組合処理欄（※以下には記載しないでください。）			
受付日		回答日	

無記名可 事業所名(_____)

今後の参考とさせていただきますのでご回答にご協力ください。

該当するものに○印または記入をお願いします。

質問1 集団指導会の開催方法で希望するものはどれですか。

- ①対面方式 ②WEB方式 ③ハイブリット方式（対面方式、WEB方式）
④その他(_____)

質問2 説明が聞きたかったこと、または不足していたことはありますか。

記入欄(_____)

質問3 サービス提供時の資格確認において、サービス提供事業所から被保険者証、負担割合証のコピー（以下、資格確認書類）がほしいと言われることが多いようですが、実態についてお答え下さい。

3-1 サービス提供事業所から資格確認書類がほしいと言われたことがありますか。

- ①よくある ②ある ③ない

3-2 3-1で「よくある、ある」と回答した方へ、資格確認書類を提供していますか。

- ①提供している ②提供していない ③状況により提供または提供しない

3-3 3-2で「提供している」と回答した方へ、資格確認書類を提供することは業務負担ですか。

- ①対応できないぐらい負担が大きい ②対応できるが負担である
③負担はない

3-4 資格確認書類を居宅介護支援事業所へ求めないようにサービス提供事業所へ改めて説明すべきですか。

- ①説明すべきである ②説明はしなくてよい ③どちらでもよい

3-5 資格確認書類をサービス提供事業所から提供を受けていますか。

- ①提供を受けている ②たまに受けている ③ない

